

議案第 29 号

米原市行政手続条例の一部を改正する条例について

米原市行政手続条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成 27 年 2 月 27 日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）の一部改正に伴い、改正の必要を認めたため、この案を提出するものである。

## 米原市行政手続条例の一部を改正する条例

米原市行政手続条例（平成17年米原市条例第7号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第4章 行政指導（第30条～第34条）」を「第4章 行政指導（第30条～第34条の2）  
第4章の2 処分等の求め（第34条の3）」  
に改める。

第2条第1号中「滋賀県の条例」の次に「(以下「県の条例」という。)」を加え、同条第5号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第3条第1項中「第4章」を「第4章の2」に改め、同項第7号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同項第8号中「かかわる」を「関わる」に改める。

第4条、第13条第1項および第2項第5号、第14条第1項および第2項、第15条第1項および第3項、第22条第3項ならびに第28条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第33条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限または許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令または条例等の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第4章中第34条の次に次の1条を加える。

(行政指導の中止等の求め)

第34条の2 法令または条例等に違反する行為の是正を求める行政指導(その根拠となる規定が法律、市の条例または県の条例に置かれているものに限る。以下この条および次条において同じ。)の相手方は、当該行政指導が当該法律、市の条例または県の条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他の意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

- 2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。
- (1) 申出をする者の氏名または名称および住所または居所
  - (2) 当該行政指導の内容
  - (3) 当該行政指導がその根拠とする法律、市の条例または県の条例の条項
  - (4) 前号の条項に規定する要件
  - (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、参考となる事項
- 3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律、市の条例または県の条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の次に次の1章を加える。

#### 第4章の2 処分等の求め

(処分等の求め)

第34条の3 何人も、法令または条例等に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分または行政指導がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁または当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分または行政指導をすることを求めることができる。

- 2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。
- (1) 申出をする者の氏名または名称および住所または居所
  - (2) 法令または条例等に違反する事実の内容
  - (3) 当該処分または行政指導の内容
  - (4) 当該処分の根拠となる条例等の条項または当該行政指導の根拠となる法律、市の条例もしくは県の条例の条項
  - (5) 当該行政処分または行政指導がされるべきであると思料する理由
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、参考となる事項
- 3 当該行政庁または市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分または行政指導をしなければならない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(米原市税条例の一部改正)

2 米原市税条例（平成 17 年米原市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「第 3 条」の次に「、第 4 条」を加え、「第 32 条第 3 項」を「第 33 条第 4 項」に、「第 32 条第 2 項」を「第 33 条第 3 項」に、「第 33 条」を「第 34 条」に改める。

米原市行政手続条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>米原市行政手続条例</p> <p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p><u>第4章 行政指導（第30条～第34条の2）</u></p> <p><u>第4章の2 処分等の求め（第34条の3）</u></p> <p>第5章 略</p> <p>付則</p> <p>第1条 略</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 条例等 市の条例もしくは市の執行機関の規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程および地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）または滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成18年滋賀県条例第71号）および滋賀県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年滋賀県条例第48号）により市が処理することとされた事務について規定する滋賀県の条例（以下「<u>県の条例</u>」という。）および滋賀県の執行機関の規則をいう。</p> <p>（2）～（4） 略</p> <p>（5） 不利益処分 行政庁が条例等に基づき、特定の者を<u>名宛人</u>として、直接に、</p>	<p>米原市行政手続条例</p> <p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p><u>第4章 行政指導（第30条～第34条）</u></p> <p>第5章 略</p> <p>付則</p> <p>第1条 略</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 条例等 市の条例もしくは市の執行機関の規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程および地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）または滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成18年滋賀県条例第71号）および滋賀県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年滋賀県条例第48号）により市が処理することとされた事務について規定する滋賀県の条例および滋賀県の執行機関の規則をいう。</p> <p>（2）～（4） 略</p> <p>（5） 不利益処分 行政庁が条例等に基づき、特定の者を<u>名あて人</u>として、直接</p>

これに義務を課し、またはその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア 略

イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名宛人としてされる処分

ウ 名宛人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

エ 略

(6)～(8) 略

(適用除外)

第3条 次に掲げる処分および行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。

(1)～(6) 略

(7) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を名宛人とするものに限る。）および行政指導

(8) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に関わる事象が発生し、または発生する可能性のある現場においてこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法律または条例上直接に与えられた職員によってされる処分および行政指導

(9)～(11) 略

2 略

(国の機関等に対する処分等の適用除外)

第4条 国の機関または地方公共団体もしくはその機関に対する処分（これらの機関または団体がその固有の資格において当該処分の名宛人となるものに限る。）お

に、これに義務を課し、またはその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア 略

イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分

ウ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

エ 略

(6)～(8) 略

(適用除外)

第3条 次に掲げる処分および行政指導については、次章から第4章までの規定は、適用しない。

(1)～(6) 略

(7) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を名あて人とするものに限る。）および行政指導

(8) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益にかかわる事象が発生し、または発生する可能性のある現場においてこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法律または条例上直接に与えられた職員によってされる処分および行政指導

(9)～(11) 略

2 略

(国の機関等に対する処分等の適用除外)

第4条 国の機関または地方公共団体もしくはその機関に対する処分（これらの機関または団体がその固有の資格において当該処分の名あて人となるものに限る。）

および行政指導ならびにこれらの機関または団体がする届出（これらの機関または団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。

#### 第5条～第12条 略

（不利益処分をしようとする場合の手続）

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名宛人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

（1） 次のいずれかに該当する場合 聴聞

ア 略

イ アに規定するもののほか、名宛人の資格または地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ 略

（2） 略

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

（1）～（4） 略

（5） 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名宛人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。

（不利益処分の理由の提示）

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名宛人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名宛人の所在が判明しなく

および行政指導ならびにこれらの機関または団体がする届出（これらの機関または団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。

#### 第5条～第12条 略

（不利益処分をしようとする場合の手続）

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

（1） 次のいずれかに該当する場合 聴聞

ア 略

イ アに規定するもののほか、名あて人の資格または地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ 略

（2） 略

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

（1）～（4） 略

（5） 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。

（不利益処分の理由の提示）

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなく

ったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

### 3 略

(聴聞の通知の方式)

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(4) 略

### 2 略

3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号および第4号に掲げる事項ならびに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条～第21条 略

(続行期日の指定)

第22条 略

### 2 略

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者または参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者または参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者または参加人に対する2回目以降の

なったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

### 3 略

(聴聞の通知の方式)

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(4) 略

### 2 略

3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号および第4号に掲げる事項ならびに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条～第21条 略

(続行期日の指定)

第22条 略

### 2 略

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者または参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者または参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者または参加人に対する2回目以降



通知にあつては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。

第23条～第27条 略

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第28条 行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間をおいて、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(3) 略

第29条～第32条 略

(行政指導の方式)

第33条 略

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限または許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令または条例等の条項

(2) 前号の条項に規定する要件

(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

4 略

第34条 略

(行政指導の中止等の求め)

第34条の2 法令または条例等に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律、市の条例または県の条例に置かれているものに限る。以下こ

の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。

第23条～第27条 略

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第28条 行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間をおいて、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(3) 略

第29条～第32条 略

(行政指導の方式)

第33条 略

2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

3 略

第34条 略

の条および次条において同じ。)の相手方は、当該行政指導が当該法律、市の条例または県の条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他の意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名または名称および住所または居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律、市の条例または県の条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) 前各号に掲げるもののほか、参考となる事項

3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律、市の条例または県の条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

#### 第4章の2 処分等の求め

(処分等の求め)

第34条の3 何人も、法令または条例等に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分または行政指導がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁または当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分または行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名または名称および住所または居所
- (2) 法令または条例等に違反する事実の内容
- (3) 当該処分または行政指導の内容
- (4) 当該処分の根拠となる条例等の条項または当該行政指導の根拠となる法律、市の条例もしくは県の条例の条項
- (5) 当該行政処分または行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) 前各号に掲げるもののほか、参考となる事項

3 当該行政庁または市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分または行政指導をしなければならない。

第35条以下 略

#### 付 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(米原市税条例の一部改正)

2 米原市税条例（平成17年米原市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第3条」の次に「、第4条」を加え、「第32条第3項」を「第33条第4項」に、「第32条第2項」を「第33条第3項」に、「第33条」を「第34条」に改める。

第35条以下 略

米原市税条例新旧対照表（付則第2項関係）

改正後	現 行
<p>米原市税条例</p> <p>目次 略</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>（米原市行政手続条例の適用除外）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 米原市行政手続条例第3条、第4条および第33条第4項に定めるもののほか、徴収金を納付し、または納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第33条第3項および第34条の規定は、適用しない。</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p><u>（米原市税条例の一部改正）</u></p> <p>2 米原市税条例（平成17年米原市条例第47号）の一部を次のように改正する。</p> <p><u>第4条第2項中「第3条」の次に「、第4条」を加え、「第32条第3項」を「第33条第4項」に、「第32条第2項」を「第33条第3項」に、「第33条」を「第34条」に改める。</u></p>	<p>米原市税条例</p> <p>目次 略</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>（米原市行政手続条例の適用除外）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 米原市行政手続条例第3条および第32条第3項に定めるもののほか、徴収金を納付し、または納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第32条第2項および第33条の規定は、適用しない。</p>